

Ⅷ. TPP11 を実行させず、地域経済循環を生かした経済振興対策を

1. 日本の経済主権を譲り渡す TPP11 を実行させないこと。

- (1) 日本の主権を侵害し、例外なき関税撤廃で農業や地域経済に壊滅的打撃を与え、非関税障壁の撤廃で、医療や食の安全など国民の安全・安心を脅かし、I S D S 条項により公共事業への外国企業の参入拡大で、地域の中小業者の経営を圧迫し、失業者の増大をもたらす T P P 1 1 は実行させないこと。
- (2) 日米 2 国間協議を含め、多国籍大企業の利益のために、日本の経済主権を譲り渡し、国民生活と地域を破壊する、あらゆる通商交渉を行わないこと。
- (3) 日本の経済主権を守り、投資と貿易について、平等・互恵の国際ルールを確立すること。

2. 持続可能な農林水産業を振興すること。

- (1) 食料の海外依存政策をやめ、農林水産物の輸入を規制し、急増している農林水産物、地場産業関連製品に対するセーフガード（緊急輸入制限措置）を発動すること。W T O 交渉の停止を要求するとともに日欧 E P A の批准は行わず、R C E P（東アジア地域包括経済連携）や F T A 交渉を推進しないこと。
- (2) 農家を切り捨て、株式会社の農業参入・農地取得に道を開く「農業構造改革」をやめ、多様で持続可能な農業の発展をめざす政策に転換すること。国土の保全や地域社会の維持に重要な役割を果たしている家族経営農家を基本にした農業振興策を推進すること。家族経営農家に対する価格保障、所得補償制度を充実し、農業の担い手の確保、耕作放棄地の解消、地域農業の振興を図ること。
- (3) 農業委員会の役割を発揮し、農業者を主人公とする農業政策を行うこと。農業委員の市町村長の選任制を廃止し、公選制に戻すこと。
- (4) 農協の独占禁止法適用除外規定廃止や農協の解体を行わないこと。
- (5) すべての生産農家を対象に、価格保証・所得補償制度を充実すること。自給率の低い麦、大豆については、生産費を償う農産物生産者価格の下支え制度を充実すること。小規模稲作農家を切り捨てる農地集約の仕組みを導入しないこと。
- (6) 土地改良、林道、治山等、安全と農林業者の営業を支える公共事業を適切に実施すること。地元業者や技術職員の育成を図るため安定した事業の推進とともに、計画的な技術職員の採用を地方自治体に働きかけること。
- (7) 木材の生産、水源の涵養、国土保全など森林のもつ多面的な機能を総合的に発揮する林業振興を行うこと。国は、自治体が推進する森林整備事業への財政的保障を行うこと。
- (8) 国及び自治体は、公共事業での国産木材・木製品の利用や数値目標の設定、木材加工技術の研究開発、融資や税制上の優遇措置を拡充し、地元産材の使用住宅を広げ、国産材での需要拡大を図ること。木質バイオマスや森林セラピーの推進など山村地域での新たな事業を促進すること。
- (9) 水産物の価格安定対策を強化し、休漁・減船補償などを実施して漁業経営の安定を図り、乱獲による資源の枯渇を防ぐこと。干潟・藻場の破壊や埋め立て、海砂の採取、河川の汚濁などをもたらす大規模開発をやめ、漁場の保全・改善を行うこと。
- (10) 有明海の豊かな漁場を取り戻すために、諫早湾干拓事業潮受堤防の開門調査は、地元の意見を尊重し全開門のアセス調査を実施すること。

3. 食料の安定供給と食の安全を確保すること

- (1) 食料の安全・安心、安定供給のために、食料自給率の向上を図ること。「食料・農業・農村基本計画」の食料自給率目標を 50%以上に引き上げ、自給率目標達成のための具体的施策を明らかにすること。拡大による日本経済の活性化、食料の安全・安心と安定供給、食料自給率の抜本的向上を図るため、国内産食料の増産へ向けた積極的な農業政策への転換を図ること。
- (2) 米は、国内生産と国産米在庫の取り崩しで国内需要に対応すること。不要なミニマムアクセス米の輸

入をやめ、強制減反制度を見直すこと。政府の責任で、国民に安全な米を安定的に供給するシステムを確立すること。

- (3) 主要農作物の種子の確保にむけ、「主要農作物種子法」を再設定するなど、国が責任を持つこと。地方自治体においても、主要農作物の確保に向けた条例を制定すること。
- (4) BSE 安全基準を緩和せず、食の安全・安心を確保するとともに、世界から BSE の根絶をめざし国際的な規制を強化すること。
- (5) 動物検疫所や植物防疫所の人員増などを含めて、輸入農畜産物に対する防疫検査体制を抜本的に強化すること。国民に信頼される検査体制構築のための改善を行うこと。
- (6) 蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の海外からの侵入を防ぐため、水際防疫体制を強化すること。感染拡大防止と被害補償、関連産業の経営支援など、地域経済全体に対する総合的政策と危機管理体制の強化を図ること。獣医師の確保、家畜保健衛生所の体制を強化すること。埋却地の確保の最終責任は、県と国が責任を持つこと。
- (7) 全国で深刻な被害をもたらしている鳥獣被害対策を拡充すること。鳥獣被害防止総合対策交付金を拡充すること。
- (8) 食品の安全基準・安全行政を充実させること。加工品、外食品、スーパー等で食品表示の偽装を許さず、原産国表示や遺伝子組み換え食品の表示の徹底など表示制度を抜本的に改善すること。チェック体制を強化し流通食品の検査回収を増やし、食の安全を図ること。
- (9) 地方自治体は、直売所など地元の農林水産物の生産・普及を支援し、遺伝子組み換え農産物の規制条例を制定すること。

4. 地域の中小企業を支援し、雇用、地域経済を振興すること

- (1) 国は、中小企業憲章に基づき、中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役」と位置づけ、大企業に手厚い産業政策から中小企業を支援する政策に転換すること。国は、中小企業を差別選別することなく、公平な支援を行うこと。
- (2) 地方自治体において、小規模工事登録制度や住宅改修助成制度、中小企業振興条例が普及、促進されるように支援すること。小規模企業振興法に基づき地方自治体が策定する基本計画に、地域の中小商工業者の意見が反映されるようにすること。
- (3) 防災・公共施設・学校などの耐震補強、生活道路、橋梁の整備など、住民の生活に役立つ公共事業を地元の中小業者に発注して進めること。
- (4) 公契約法を制定し、国や地方自治体の公共事業や委託事業等に従事する中小企業に適正な請負金額を保障し、労働者に適正な賃金が支払われるようにすること。地方自治体は公契約条例を制定すること。
- (5) 地場産業や農林水産業など、地域の資源、技術をいかした産業を土台に、地産地消、異業種の交流など生産者と消費者のネットワーク、地域経済循環の仕組みづくりを進めること。
- (6) 「リニア中央新幹線」「国際コンテナ戦略港湾」建設など不要不急の大型開発は中止すること。首都圏など特定の都市を「スーパーメガリージョン」とする開発を行わないこと。
- (7) 地域を荒廃させ、ギャンブル依存症や多重債務者を拡大する「統合型リゾート（IR）整備推進法」（カジノ解禁法）を廃止すること。実施法など、カジノを実施するための一切の法律を制定しないこと。日本のいずれの地域にもカジノを設置しないこと。